

地方行政委員會議錄 第十一号

昭和三十三年三月十五日(金曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 繼義君

理事 中井 徳次郎君

青木 正君 川崎 末五郎君

櫻内 義雄君 徳田 與吉郎君

丹羽 兵助君 渡邊 良夫君

大矢 省三君 加賀田 進君

北山 愛郎君

出席國務大臣

田中伊三三君

出席政府委員

自治政務次官 加藤 精三君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

自治府事務官 奥野 誠亮君

を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

御承知のように、昭和三十一年度においては、地方行政制度について各般の改正が行われ、地方財政再建の方途が開かれたのでありますが、政府は、これに引き続き昭和三十三年度におきましても、さらに地方財政を健全化するために各種の方策を講ずることについて、その方策の一環として、地方交付税の率を現行の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、その総額の増加をはかることに、これに伴い、単位費用について、給与改訂等に伴う改訂、投資的経費の算定の適正化等をはかり、また、測定単位の新設、補正方法の合理化など、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法についてその合理化と明確化をはかり、地方交付税の適正な算定方法を通じ増加された財源を、合理的かつ適正に配分する必要があるものであります。これが、この法律案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の総額に関する事項でございます。地方財政の状況にかんがみ、国税所得税の減税に伴い地方交付税に生ずる減収を可及的に回避するため、現在、所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十五となっており、地方交付税の率を百分の二十六に引き上げることとしたのであります。これにより昭和三十三年度において交付すべき地方交付税の総額は、昭和三十一年度分の精算額六億円余を控除して、千八百六十七億余円となるのであります。

第二は、基準財政需要額の算定方法に関する事項でございます。

その一は、単位費用の改訂であります。すなわち、地方財源の増強、歳入構成の是正とらみ合せ、投資的経費算定の適正化をはかることを中心とし、職員配置及び職員構成の適正化、給与単価の是正、給与改訂、期末手当の増額等に伴う所要の修正を行うこと、各種委員の報酬、旅費、片費、単価の合理化をはかること、建築物及び機械類の償却期間の合理化、その他投資的、建設的事業費の充実をはかること、地方道路建設と、軽油引取税等特定財源の算入額を適正化することなどをあわせ考慮し、単位費用の全般にわたる改訂を加え、その合理化をはかったのであります。

その二は、基準財政需要額の算定方法の明確化及び合理化であります。すなわち、投資的経費を充実する方法の一つとして、道路費及び橋梁費について、新たにその延長を測定単位に加え、道府県、その他の教育費、及び市町村の産業経済費については、種別補正を廃止し、それぞれ独立の測定単位を設け、その算定の合理化と明確化を期するとともに、道府県の土木費等にかかる態容補正の方法、及び道府県の投資的経費にかかる態容補正係数の連乗方法を改めるなど、補正方法の合理化をはかることとしたのであります。

第三は、基準財政収入額の算定方法に関する事項でございます。今般改正を予定しております地方税制度の改正において、特別とん課税が創設せられ、また、入場税を目的税とすることなどが予定されておりますので、これに伴い、特別とん課税の収入額はこれを基準財政収入額に算入し、入場税の収入額はこれを除外することとし、たほか、地方税法の改正に伴い必要な修正を加えたのであります。

第四は、目下別途御審議をお願い申し上げております、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に、昭和三十一年度分の地方交付税の一部が昭和三十一年度分の交付税の総額に加算されることとなった場合の特例に関する事項でございます。すなわち、右の特例法が成立し、昭和三十一年度分の地方交付税の一部が昭和三十一年度分の交付税の総額として交付せられることとなった場合においては、その額は、同法の立法趣旨に基き、昭和三十一年度における地方債の元利償還費の一部に充てるように配分することとなるのであります。これがため、昭和三十一年度の特例として、特別の措置として発行を許可された地方債にかかると元利償還金と、公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債にかかると利子の二つを基準財政需要額の測定単位として新たに設け、これに必要な単位費用を定めることとしたのであります。

以上のほか、なお、地方交付税の交付時期及び普通交付税の算定に関する錯誤の取扱等について、規定の整備を行うことといたしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○門司委員長 本案に対します質疑は、後日に譲ることといたします。

○門司委員長 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行したいと思ひます。質疑の通告がございますので、これを許します。川村君。

○川村(連)委員 地方税法の改正案につきまして、一、二問題として考えておることを、大臣及び税務部長あたりからお聞きしたいと思ひます。

今度の地方税法の一部改正で、自治庁の説明によりますと、地方税収全部からいいますと、現行法では七百十億八千万の増が考えられてくるわけであり、改正案によりますと、六百二十八億二千九百万というものが、三十一年度に比べて増収になってくるわけであり、ところが、政府の国税の減税政策によつて、この税収のうち、住民税が相当大きく減収になるの、それを埋めるために、そのような急激な変化を避けるために、いわゆる住民税率を引き上げて埋めていくというふうな考え方が、一つの大きな基本になつておるようであり、住民税における所得割の一点をとつてみま

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

委員外の出席者

専門員 円地与四松君

○門司委員長

これより会議を開きます。

昨十四日本委員会に付託になりました地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より趣旨の説明を求めます。田中國務大臣。

○田中國務大臣

地方交付税法の一部

を改正する法律案

を御説明します。

御承知のように、昭和三十一年度においては、地方行政制度について各般の改正が行われ、地方財政再建の方途が開かれたのでありますが、政府は、これに引き続き昭和三十三年度におきましても、さらに地方財政を健全化するために各種の方策を講ずることについて、その方策の一環として、地方交付税の率を現行の百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、その総額の増加をはかることに、これに伴い、単位費用について、給与改訂等に伴う改訂、投資的経費の算定の適正化等をはかり、また、測定単位の新設、補正方法の合理化など、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法についてその合理化と明確化をはかり、地方交付税の適正な算定方法を通じ増加された財源を、合理的かつ適正に配分する必要があるものであります。これが、この法律案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の総額に関する事項でございます。地方財政の状況にかんがみ、国税所得税の減税に伴い地方交付税に生ずる減収を可及的に回避するため、現在、所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十五となっており、地方交付税の率を百分の二十六に引き上げることとしたのであります。これにより昭和三十三年度において交付すべき地方交付税の総額は、昭和三十一年度分の精算額六億円余を控除して、千八百六十七億余円となるのであります。

第二は、基準財政需要額の算定方法に関する事項でございます。

その一は、単位費用の改訂であります。すなわち、地方財源の増強、歳入構成の是正とらみ合せ、投資的経費算定の適正化をはかることを中心とし、職員配置及び職員構成の適正化、給与単価の是正、給与改訂、期末手当の増額等に伴う所要の修正を行うこと、各種委員の報酬、旅費、片費、単価の合理化をはかること、建築物及び機械類の償却期間の合理化、その他投資的、建設的事業費の充実をはかること、地方道路建設と、軽油引取税等特定財源の算入額を適正化することなどをあわせ考慮し、単位費用の全般にわたる改訂を加え、その合理化をはかったのであります。

その二は、基準財政需要額の算定方法の明確化及び合理化であります。すなわち、投資的経費を充実する方法の一つとして、道路費及び橋梁費について、新たにその延長を測定単位に加え、道府県、その他の教育費、及び市町村の産業経済費については、種別補正を廃止し、それぞれ独立の測定単位を設け、その算定の合理化と明確化を期するとともに、道府県の土木費等にかかる態容補正の方法、及び道府県の投資的経費にかかる態容補正係数の連乗方法を改めるなど、補正方法の合理化をはかることとしたのであります。

第三は、基準財政収入額の算定方法に関する事項でございます。今般改正を予定しております地方税制度の改正において、特別とん課税が創設せられ、また、入場税を目的税とすることなどが予定されておりますので、これに伴い、特別とん課税の収入額はこれを基準財政収入額に算入し、入場税の収入額はこれを除外することとし、たほか、地方税法の改正に伴い必要な修正を加えたのであります。

第四は、目下別途御審議をお願い申し上げております、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に、昭和三十一年度分の地方交付税の一部が昭和三十一年度分の交付税の総額に加算されることとなった場合の特例に関する事項でございます。すなわち、右の特例法が成立し、昭和三十一年度分の地方交付税の一部が昭和三十一年度分の交付税の総額として交付せられることとなった場合においては、その額は、同法の立法趣旨に基き、昭和三十一年度における地方債の元利償還費の一部に充てるように配分することとなるのであります。これがため、昭和三十一年度の特例として、特別の措置として発行を許可された地方債にかかると元利償還金と、公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債にかかると利子の二つを基準財政需要額の測定単位として新たに設け、これに必要な単位費用を定めることとしたのであります。

以上のほか、なお、地方交付税の交付時期及び普通交付税の算定に関する錯誤の取扱等について、規定の整備を行うことといたしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○門司委員長 本案に対します質疑は、後日に譲ることといたします。

○門司委員長 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行したいと思ひます。質疑の通告がございますので、これを許します。川村君。

○川村(連)委員 地方税法の改正案につきまして、一、二問題として考えておることを、大臣及び税務部長あたりからお聞きしたいと思ひます。

今度の地方税法の一部改正で、自治庁の説明によりますと、地方税収全部からいいますと、現行法では七百十億八千万の増が考えられてくるわけであり、改正案によりますと、六百二十八億二千九百万というものが、三十一年度に比べて増収になってくるわけであり、ところが、政府の国税の減税政策によつて、この税収のうち、住民税が相当大きく減収になるの、それを埋めるために、そのような急激な変化を避けるために、いわゆる住民税率を引き上げて埋めていくというふうな考え方が、一つの大きな基本になつておるようであり、住民税における所得割の一点をとつてみま

税における所得割の一点をとつてみま

すと、政府の説明にもありますように、国税の減に伴って自動的に住民税が減税されるその減収額は、初年度百六十五億、平年度二百二十八億と考へておるようであります。ところが、われわれは、政府があれだけ大きな声で、国の税金を安くする、こういうことでありますから、地方税においても相当大きな減税の恩恵があるんじゃないか、こう考へておりましたけれども、その期待があまりにも大き過ぎたものであったと言わざるを得ないのであります。この前の奥野税務部長の説明にもよりまして、また、いただいております説明資料等を見て参りますと、なるほど住民税において考へてみた場合に、初年度の住民税の課税額あるいは平年度の課税額が、どのように軽減されておるかというようなことは、この資料に出ておりますけれども、実は計数の上ではそのように確かに税率は変えても、従来に比べて増税にはなっていない。従来よりもよけに税金を納める必要はないという数字が出てきておるようでありますけれども、実際に税金を納めておりますもの立場からいたしますと、この数字がそのまま受け取れないのです。と申し上げますのは、二十四国会においても、この国税の減税に伴う見合い分として、地方の住民税の税率が改正になったと思うのですが、われわれ住民は、市町村の住民税も安くなるだろうと期待しておりましたけれども、実際はなかなか安くなっていない。かえって税金は年々上つておるといのが実態でございます。

それらの問題はまたいずれかの機会に譲るといたしまして、私がお尋ねいたしますか、税の減税に伴って、地方の住民税等においても減税の措置がとられるであろうと考へておるけれども、今回その期待にはずれて大きな税率が課せられるようになったが、一体地方の税率という面から考へて、これだけしかいい方法がなかったものであるか、地方の税の上から考へて、今まで滞納されておるようなものの徴収ということについて、自治庁としては、一体どういうふうな地方団体に対する行政指導の手を打つてきたのであるか、それから地方の自治団体は、滞納の徴収ということについて、一体どういう計画をもつて、どういう成績を上げてつづめておるか、こういう点をお聞きしたいのであります。と申し上げますのは、私の考へでは、滞納整理ということに、もうちょっと力を入れたならば、百六十五億の住民税の減収分とか、あるいは平年度の二百二十八億の減収分というものは、何の問題もなく出てくるんじゃないかと考へるからお尋ねいたしていろいろ施策が取られておるか、まずお聞きいたしたいと思ひます。

たしたいと思ひますことは、せつかく国税の減税に伴って、地方の住民税等においても減税の措置がとられるであろうと考へておるけれども、今回その期待にはずれて大きな税率が課せられるようになったが、一体地方の税率という面から考へて、これだけしかいい方法がなかったものであるか、地方の税の上から考へて、今まで滞納されておるようなものの徴収ということについて、自治庁としては、一体どういうふうな地方団体に対する行政指導の手を打つてきたのであるか、それから地方の自治団体は、滞納の徴収ということについて、一体どういう計画をもつて、どういう成績を上げてつづめておるか、こういう点をお聞きしたいのであります。と申し上げますのは、私の考へでは、滞納整理ということに、もうちょっと力を入れたならば、百六十五億の住民税の減収分とか、あるいは平年度の二百二十八億の減収分というものは、何の問題もなく出てくるんじゃないかと考へるからお尋ねいたしていろいろ施策が取られておるか、まずお聞きいたしたいと思ひます。

今のお言葉は、減収をカバーする方法として、税率の引き上げ以外に何か方法はないのかというお言葉でございます。この点についてはお言葉の御趣旨と同様のことを深刻に考へてみたわけでございます。これは過年度分における税の滞納に力を入れて徴収をし、徴収の成績を上げるということも一つの方法でございます。お言葉の通りでございます。そういう点について、徴収の成績を上げて得て、それによる予想以上の成績を上げ得たことによつてカバーができるかと申しますと、今日においてはほとんどその余地がないわけでございます。

ありのままに申し上げますと、昭和三十年度の決算をながめると、地方税において六百九十三億圓という大きな滞納がございます。滞納はございませうが、二十五年度以降地方財政が順次安定をしていくに伴ひまして、この徴収率の成績というものは向上をしてきております。ちよつとその計数を申し上げてみますと、二十五年度においては、府県税の分で七四％、市町村分で七九・八％であつたものが、一年おきまして二十七年には、府県の徴収成績は八三％に向上をしております。市町村の方は八二％に向上をいたしております。そして二十九年度には、府県は八五・四％に向上をし、市町村は八三％に向上をいたしております。最も新しい統計であります三十年度分につきましては、府県分の徴収成績は八五・六％、市町村分は八四・八四％というように徴収成績が漸次上つてきておる次第であります。なほかつ、それにもかかわらず、六百九十三億圓に及ぶところの滞納があるという事情でございますが、ここまで成績が上つてきております現状から見ますと、いかに特段の措置を講じましても、よりよき成績を上げることによつて住民税の穴を埋め、減収分をカバーするという方法が、具体的に自信を持ってやりかねるというところから、住民税の穴を埋める方法は、現行の住民税の負担を重くしない、こういう負担の増にならないう範囲内において、住民税自体の税率を調整するよりはかに道がなからうということがやむを得ざる結論となりまして、こういう措置を講じてお手数料をわづらわしておるといふ次第でございます。

四〇％の徴収率として見て、そうしてその徴収の金額を地方税収の中に見ておる。そこでざつと合計をしてみると、県税ではわずかに九十九億しか見てない。これは市町村税でもそういうことが言えますね。こうなると、今大臣のお話のようなその成績というものは、一体この計画の中には現れておらないのではないか、こう思ふのです。そうすると問題は、滞納というやつは、実際はこれだけの成績が上つておるけれども、税収見込みの中には非常に過小に見えておる。だからこれだけ徴収が少いから、結局あるいは交付税も、いろいろこれと論じられまじつたように、たくさん出せないから地方の金が足りない。足りないから住民税等の税金を引き上げていかなければならぬのじゃないか、そういう結論づけるためにやつておられると見てもこれは言い過ぎではない。こういう考へが出てくるのですが、その点は、大臣どういふふうに見ておられるのでしようか、お答えを願ひたい。

○奥野政府委員 お話のように、地方税におきましても相当な滞納税金がございまして、先ほど大臣のお話になりましたのは、三十年度から三十一年度へ繰り越された金額でございます。しかし率いになってきておるわけでございまして、改善されてきていることを私たちが喜んで参つておるわけでございまして、少くとも課税されたものにつきましては、全額完全に徴収される、これがまた負担の均衡を保持する上からいひまして、理想であるわけでは、破産をしてしまひましたとかいふような

ことがありまして、あるいはまた減免せざるを得ないような事態に追い込まれる人がございまして、課税したものは百パーセント徴収してしまうのだというわけには参らない面が出て参るわけでございます。そういう意味におきまして、税によりまして、多少滞納分につきまして徴収される分置の見方が違ふわけでございますけれども、四〇〇〇見込みましたり、あるいは五五〇〇見込みましたりいたして参つておるわけでございます。ただ、今申し上げましたのは、時効にかかつていない限りは全部からめておるわけでございます。従いまして実問題としては、執行停止処分をしていられるものもこの六百九十三億円の中に入つておるわけでございます。もう一つは、徴収猶余しておるわけでございますので、實際的にはずれていくというような性質のもの、真実の滞納ではない、徴収猶余にかかつていくようなものもありまますので、その辺の事情は御了承願つておきたいと思ひます。もとより滞納税金というものは、全額徴収されるように、将来とも努力はしていかねければならないと思つております。

○川村委員 今部長からお話になりましたが、百パーセント滞納額が取れようなんて、私もそうは思ひません。ただ私が申し上げているのが、あるいは御了解願えないのではないかと申すのです、さきに大臣がお話の中には、いわゆる二十七年の分にいたしました、大体八〇〇以上は府県市町村あわせて取れておる。二十九年度においては八五〇、あるいは市町村に八三〇という徴収ができておる。三十年においても、滞納額は八五〇、市町村

において八四〇というような徴収ができておる、こういうことでございませう。ところが三十一年度の地方財政計画の中に出てくる地方税収見込みの中にあります滞納の徴収率というのは三〇〇、四〇〇、それだけしか見てない。三十二年度の、この財政計画の中に出てくる歳入の地方税収の見込みの中にある滞納の徴収率は、三〇〇あるいは四〇〇しか見てない。そうなるに、実際取れておる滞納額よりも非常に過小に見えておるのではないかと、たとえば滞納額の三〇〇だけ見てあるわけですか。たとえば三十一年度分を見てみますと、事業税の滞納額が五十二億二千万円あり、この説明しておる。その中に、この事業税だけは五五〇取れることとして、二十八億七千万円取れる。これは三十一年度の説明に載つておる。そういうふうな考えで参りますと、大体はかのかつは三〇〇ないし四〇〇の徴収で見てあるわけなんです。そうなりますと、三十一年度分は百三億七千万円の県税関係の滞納の徴収額に見込みがなつておる。市町村関係で三十一年度は百六十一億円という金が滞納の中から三〇〇、四〇〇徴収して見込んである。三十二年度のやつには同じように三〇〇ないし四〇〇の徴収として、県税において合計九十九億は取れる、こういう見込みがしてある。市町村税において同じ三〇〇、四〇〇と見込んである。百五十三億は取れる、この見込みである。ところが実際には、今大臣からお話がありまして、五五〇、六〇〇の徴収率でいけば、この見込みは三〇〇といわなくて、もっと六〇〇とか、七〇〇とか見込んでおる、これは過大じゃないのじゃないですか、こういうことなんです。

○奥野政府委員 ちよつとお互いの理解の間に食い違いがあつたようでございますので、もう一べん御説明させていただきます。収入見込みの説明の中にあげております前年度からの滞納徴収見込みのうち、四〇〇を三十二年度のうちにとれるのだ、こうしてありますのは、三十一年度の徴収見込みを算出した場合、三十一年度で新たに課税いたします部分のうちで、三十一年度で徴収できるものはかりに八五〇だと見込んでおる。そうしますと、一五〇分が三十二年度へ送られてきておるのだ、その一五〇分の四割分だけは三十二年度で取れるのだ、こういう見込みを立てておるわけであります。同時に三十一年度以前に課税した部分は、三十一年度分だけで送られてきておる、三十一年度分は、これに今も申し上げましたが、六百九十三億という数字がございまして、このうちの三十一年度中には少くとも前年度に新たに課税された部分の四割は入つてくるものとしております。残りの部分については、三割は入つておるものとしております。従いましてそれを差し引きしましたならば、ずっとその数字は少

くなるわけであります。その部分の三割は三十二年度に入らるのだ、こういうことで徴収見込みはずつと立てて参つておるわけであります。なお徴収いたしました結果、平均いたしまして八五〇くらい収入が入つておる。この仮定をいたしますと、一五〇が滞納になつて翌年度へ送られる分になるわけでございます。地方税総額がかりに四千億円としますと、残ります一五〇分というものが大体六百億円くらい、こういうことになるわけでありま

す。が、しかし初年度の分、前年度の分、前々年度の分というふうにございますので、三十一年度から三十一年度へ送る滞納繰り越しというものは六百九十三億円、これは徴収されたものじゃございせんので、帳簿上では送つて参りまして、三十一年度において徴収しなければならぬというふうな、府県市町村で、いろいろと努力をして参ります対象にしておる金額のことでございます。現実に入つた金額ではございせん。徴収見込みの方の四〇〇とか三〇〇とかいう式の立て方は、今申し上げましたように前年度徴収見込みに用いました徴収率を基礎として、前年から三十二年度に送られて参ります滞納繰り越し額を見る、それからそれ以前の分は、今私が六百九十三億という数字を申し上げましたが、そういう現実の繰り越された金額を基礎にいたしまして、徴収見込みを立てて参つておるわけでございます。

○川村委員 三十二年度のこの見込み額の中で、いわゆる滞納徴収額、この中で県税関係は、集めますと、全部で九十九億あります。その九十九億というものは、とにかく三十二年度に

滞納分の中からとれるという額でしょう。そのとれるというのは滞納の中の三〇〇なり四〇〇なりに見てあるわけですね。そうするとこの九十九億というものはもうとれる。三〇〇見込んであるものを、たとえば五〇〇、六〇〇とれる。また実際それをとるということをやつていけば、その倍額は見込めるわけですね。滞納の中の三〇〇とつて九十九億、こうするならば、六〇〇とればその倍はとれる、こういうことになると思ひます。そこでこれを滞納という問題について十分な整理ができるようにやつていけば、また自治庁の地方団体に對する行政指導というものがうまくいけば、これは非常に成績を向上させていくのではないかと、そうすると、百億や二百億の徴収見込みというものは、この中から出てくる、こう私は考えます。この中から出てくれば、非常に税率引き上げ等に苦心しておられるようなことは、そう大きな問題にはならぬのじゃないか。たとえば今度税率を二一〇の現行が、二六〇に引き上つていく、その一〇分は大体二二億だ、五〇〇引き上つたならば百十億、百億ちよつとあればこの二六〇に引き上げなくても、現行で間に合うということにも、大体大ざっぱな計算の上で出てくるのではないかと、こういうことである。だから私が聞いておりますのは、この滞納の整理ということについて、まだ問題が、いわゆる手がつけられないの十分手がつけられぬで残つておるのではないかと、こういうことをお聞きしてはいるわけですね。

それからもう一点は、われわれ地方におりまして考えることなのですが、これは自治庁や大臣あたりはお知りになつておるわけですね。



動車の登録台数見込みは昭和三十一年九月末現在と定めておる。ところが市町村民税に課税があるものですか、自転車荷車税というものの見込み台数は昭和三十一年四月一日——まだ来ませんよ。昭和三十一年四月一日として見込んでおる。これは一体どういうような根拠によつてこういうふうな三十二年四月一日の見込みなんというふうに出ているわけですか、この点を一つお聞きかせを願いたい。

○奥野政府委員 自動車税の賦課期日も自転車荷車税の賦課期日も、どちらも三十二年四月一日でございます。従いまして自動車の台数も三十二年四月一日現在の見込み数を基礎にして税収入を算定いたしております。ただ四月一日というものはまだ来ておりませんので、そこで三十二年九月現在の登録台数を基礎にいたしまして、その後にくえてくるものは足し、減るものは減らしまして、そして四月一日現在の数を推定いたしておるわけでございます。どちらにも同じ考え方をとっております。

○川村(経)委員 そうですか。ちょっとはつきりしないのですがね。たとえば自転車荷車税は、今税務部長が説明されたような——何かはつきりわからないのですが、昭和三十一年四月一日現在課税自転車荷車を台数とする、こう書いてある。ところが自動車の方は三十二年九月末現在の登録台数を基礎として見込んでおる。これならわかるわけですね。三十二年九月末現在、三十二年十二月末現在、こういうことならわかるわけですが、昭和三十一年四月一日現在課税の自転車及び荷車を見

て、いろいろ計算をしておるということに、まあ大問題ではないかもしれません。でもその基礎的な計算をなされるべきの考え方に誤りがあるのではないかと、こういうふうな思ふのですが、もう一応その点……。

○奥野政府委員 配付いたしております資料が四月一日現在の見込み数の基礎を省いてしまつてゐるので、そういう誤解を受けたのだらうと思ひます。四月一日現在の見込み数を出します場合、四月一日現在の見込み数を出します。四月一日現在の見込み数は、三十二年四月一日現在の台数、これは市町村の実績によつて府県別にわかつておりますので、これを基礎にいたしまして三十二年四月一日現在の減少分を減らし、三十二年四月一日現在の増加分を加へて、ことしの四月一日現在の数字を出してゐるわけでございます。たとえば普通自動車では申しますと、昨年の四月一日現在の台数が千三百七十六万六千台でございます。そのうち三十二年中に減少した見込み数が百四十七万七千台、さらに増加した見込み数が百三十一万一千台、これを増減したしまして千三百九十三万三千台という数字をあげておるわけでございます。資料の基礎を省いてゐるものから、誤解を招いたようでございますので恐縮に存じます。

○川村(経)委員 これはあとの審議あるいはお尋ねすることに關係があると思ひますから、ちょっとここで数字をお尋ねしておきますが、自動車の新しく作られる車と輸入される車、こういうのは一体どれくらい年々ふえてゐるのですか。というのは、ここに現れておる数字は、見積りがこの分については非常に少ないのじゃないだろうか、こう私は思ふからお尋ねするわけ

です。新造分、輸入する車の台数の問題です。

○奥野政府委員 ここに計上してあります数字は、外貨割当との關係もございまして、通産省の計画数字を用いておられます。われわれ通産省から聞いておりますところによりますと、乗用車につきましては原則として外車を輸入しない、国産車で充てていくのだ、こういう強い方針を近來とて参つておられるのであります。そういう点におきまして減つてきておりますことは事実でございます。

○川村(経)委員 それはたぶんそういう指導ではあると思ふのです。私は今たくさん増加してゐないと申しましたけれども、新造、輸入の分を見ても、とくさへ減つておられますね。三十二年のこの見込みに現れた数字は、新造、輸入の分が十二万三千八百六十五台、そしてその場合の調定見込み額を七億五千七百円と見てある。ところが三十二年はこれがぐつと減りまして十一万二千六百六十七台になつてしまつておる。新造車、輸入車分は三十二年九月現在とすると、三十二年九月現在に比べてこんなにたくさん減つたのか。こういうことになりまして、今日の自動車の状況から見ると、ちょっと疑問になつてくるわけですが、その辺のところは運輸省の資料とかというので間違ひないわけですか。

○奥野政府委員 一つは当初計画されておりました外車の輸入が、その後において国産車に切りかえる方針が強く、とられて参りました結果減つて参つて

きております。従いまして私たちが当初新造と予定しておりました外車分が、実績においては減つて参つたというやうな事情もございまして、実績による数字に置きかへまして、三十二年における計画増を加へておられますので、そのやうな差が生じて参つておるわけでございます。

○川村(経)委員 それではもう一つ数字のことですが、行政協定に伴う特例による問題であります。大体昨年よりも少しづつは各車の台数は増加しておるようですが、トラックというのはぐつと減つておられますが、これはどういふ事情で減つたのですか。

○奥野政府委員 行政協定によります見込みのものも実績を使つておる關係で、そういう数字の違いが出て参つてきておるわけでありまして。多少最近減つて参つてきてゐるようでございます。

○川村(経)委員 それではいま一つ、いわゆる自転車、荷車のあなたの数字に対する疑問でございますが、これは先ほど申し上げましたように三十二年四月一日現在の課税自転車というところで非常に驚いたわけですが、説明で大体納得できましたがその台数の分で非常に自転車等の台数が多くなつてゐる。それは今日いろいろ原動機がついておるのがずいぶん使われるから、それはわかりました。ところが荷車等が昨年に比べて相当大幅に見えてゐる。たとえばこれは三百六十七万二千台というの、荷積み的小さい車いゝわゆるリヤカー、こういうのが見えてゐる。ところが去年は二百五十八万九千台である。昨年二百五十八万九千台であったが今度は三百六十七万二千台見えてあ

る。實際世の中の人の動きを見てリヤカーなどがこんなにたくさん増加したのだから、こういうことは實際地方の町村の人たちの生活状況を見ておるわれわれは非常に疑問になつてくるわけですね。そういうのがはじき出された考え方を、ちょっとお聞きかせを願ひたい。

○奥野政府委員 自転車及び荷車の台数につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年四月一日現在におきます府県別の実績を基礎にいたしまして、それに増減要素を考慮して、ことしの四月一日現在の数を算定いたしております。その場合に荷積み牛馬車、荷積み大車、荷積み小車及びリヤカーにつきましては増減なしということ、一応昨年の四月一日現在の数字を、三十二年四月一日現在の数字といたしてあります。その場合に荷積み小車の方は全国で百三十三万三千七百八十八台でございます。リヤカーの方は二百五十八万八千三百八十八台でございます。三十二年見込みにおいて多少あるいは間違ひがあつたのじゃないかとも思ひますが、今申し上げましたのは昨年の四月一日現在におきます府県別の実績でございます。あるいはリヤカーの面でふえてきてゐるのじゃないかとも想像されるのでございますが、実はただいま昨年の基礎数字をここに持ち合せておられますので、食い違ひの原因がわかりませんが、いづれにしても昨年の四月一日現在の実績を、そのまゝ来年度の収入見込みの数に用いておられます点を御了承願ひたいと思ひます。

○川村(経)委員 それでは大臣に一言お伺ひしますが、自転車それから農村

あたりで使っておりましてリヤカー、こういうものをこしはだいた大きく税収を見込んであるのではありません。この自転車とかリヤカーについての税金は、私は私としてしまった方がいいのじゃないか、こういうふうな思ふのです。これは実際税金をかける対象としては時代があまりに進んでいる、こう思ふのですが、大臣、おはずしになるようなお考えはございませんか。一つ率直にお聞かせお願ひしたい。私の質問はこれで終りたいと思ひます。

○田中事務大臣 自転車荷車税が四十七億一千三百万という全国的に見ましても、きわめて少額の税額であり、しかも窮屈に見込んである、こういう事情にある。そこで政府の考え方は確定した考え方になつておりませんが、三十二年の自然増収の現状はしばしば御報告を申し上げましたように、どんなに少なく見ても七百億に近い増収がある。それは百億に及ぶ減収があるという前提に立つてなおかつ差し引きまして七百億に近い増収があるという計算になつてゐるわけでありまして。そういう程度の増収があります。まずこの増収分は一体何に充てるべきものであるかという問題である。ほんとうを申し上げますと、これが普通の行政の事情にありまします場合は、お言葉のごとく、第一には減税に振り向けるべきものである、こういう状況になるのである。税に振り向けられるべきものであるか、こういうことになりまして、ぜひたくでない、実用に適しているものから先に、減税もしくは免税の措置を講じていくということが、税についての常

識を持つてゐるものでありますれば、そう考へていくべきものでございませう。そういうような観点から、実は本年度におきましても、私就任早々で時間的ゆとりもなかったわけにございませうけれども、自転車荷車のようなものに對しましては、いつかの委員会においてもお説がございましたが、本日は二度目の御質問でございまして、こういうものには對しましては減税を行うというよりは、思い切つて一つ免税にする道はなからうか、こういうことを考へたわけでありまして。同時にこのことを考へましたときには、国税が減税になるのだから、減収を回避する努力をしない、一つ住民税も税率を引き上げないで減収のままでいく道はないだらうかということも考へました。

きに考へたわけにございまして、同時にこまかい実用に適する必需品については、免税をやるのではないかとこのことを考へて、いろいろやつたのでございまして、何さ三十二年は初めての増収があると見込まれる年でありまして、反面考へました事情は、行政水準があまりにも低過ぎる、橋はかかっておつても通れない、道路はあれども通行には不十分であるというやうな実態がございまして、行政水準の確保のために全力をあげていくのではなからうか、これを三十二年の方針にするよりほかには道がなからう、実はそればかりに行政水準は非常に低下してゐるというところにウェットを置いて着眼をいたしました結果、本年は住民税についても税率の調整を行わざるを得ない、それからまた、必需品について、ことに自転車荷車などというものについて、免税措置を行うことは一つがま

んをして、そうして自然増収を傾けて、行政水準のアップの方向にこれを向けていくのではないかとすることに議が一決をいたしまして、お手数をわづらわすやうな内容の案を立案申したという事情になつております。よつて、将来の方針をいたしましては、行政水準の引き上げが来年から手始めとなつて参りますが、さらに再来年度の増収は、本年想定をいたしてあります以上の増収があるものと予想されますので、こういう際においては、自転車荷車税のとき、たゞいまお言葉をいただきましたこの種の税につきましては、減税と申しますよりは、思い切つて免税の措置を講ずるやうに努力をして参る決意を持つておる次第でござい

ます。

○川村(總)委員 大臣の御所見を承わりました大へん明るい見通しに立つてあります。先ほどもお尋ねいたしましたように、滞納の問題とか、いろいろわれわれが考へなければならぬ問題が多々ございまして。そういうものに手をつけるということになりますと、自転車とかリヤカーとかいふものの税金などはものの数ではございませうから、簡単に処置できると思ふので、申し上げるまでもなく、われわれが乗つて踏んでおります自転車やリヤカーというのは、普通の家庭における必需品でございまして。原動機をつけてかけ回ることによつて、収益を上げてゐるというやうな問題ではございませう。どうぞ一つ大臣のお考え通り、一日も早く実現するやうに御努力をお願いしたいと思ひます。

○門司委員長 北山君。

○北山委員 地方税の全体について

二、三お伺ひしたいと思ひます。

今度の地方税改正の重要な点は、住民税の問題が中心で、あとはいろいろ懸案事項を整理したという程度だらうと思ふのです。しかし今度の改正のうしろに控えておりますのは、何として増収の自然増が相当ある、それを背景にして、その土台の上に今度の税制改正というものをやられたと思ふのですが、まず最初に、三十一年度の地方税の自然増はどの程度あるのか、それからその内訳はどうなつてゐるか、同時にまた、その三十一年度の地方税の自然増を、地方団体としてはどのやうに使つたらいいか、そういうやうな御指導をなさつておるなら、その点を承わつておきたい。

○田中事務大臣 三十一年度の自然増は、大体三百億前後と見ております。

○北山委員 その御答弁は実は前にもいただいたおわけです。大体三百億くらいだ、これは見込みでございませうが、税がどの程度に伸びておるかという内容ですね、従つてどういふ団体に自然増が多いか少いかというやうな傾向があると思ふのです。そうしますと、自治庁としては、三十一年度の自然増収を地方団体にどのやうに使わせようとするのか、そういう指導をしておるかどうか、その点をお伺ひしたいのです。

○田中事務大臣 三百億内外と踏んでおります三十一年度の自然増収の使ひ方でございますが、これは大へん抽象的な言葉で恐縮でございまして、各自治体における行政水準の維持という経費までは至りませんが、行政水準の維持のためにこれを使つておる。その内容につきましては、たゞいま税務部長

から御説明を申し上げます。

○奥野政府委員 大体府県税で百七、八十億、千億の増収が予定され、市町村税で百億から百二、三十億の増収が予定されるというふうな思つておるわけでありまして。府県税収入の増加の主体をなすものは法人事業税でございまして。市町村税関係でふえて参りますのは、固定資産税の中の償却資産に対する分、それと所得の増加に伴います個人所得割、これが中心でございまして。

○北山委員 大体そのやうに想像されますが、自治庁としては三十一年度の自然増を、どういふふうに使へるか、この指導をいたしておられますか。これは一般的にいへば、行政水準の向上というやうなことでいへば、いいわけですが、けれども、実際にはこの自然増は赤字の補てんに使へるやうなことも考へられるわけですね。自治庁としてはどういふ指導をしておるか、おらな

いか、伺ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話しのように、自然増収をどう使うかということは、將來地方財政を運営するに当りまして、非常に大きな影響を持つ問題だと考へております。財政部の問題でございまして、自治庁からは漫然と歳出増を来たすやうなことはやらないということでは誠に戒めまして同時に、赤字団体が再建計画を要するに當りまして、そのやうな考え方を將來の歳出増を伴うやうな場合には、これをできるだけ抑制して参ることにはいたしておるわけでありまして。それと同時に年度間にわたる財源調整の資金に、原則としてこれを充てていきたいというやうな考え方を示しておるわけにございまして、地方財政法の改正等にも、その趣旨が現

われてくるというふう存じております。

○門司委員長 私からちよつと……

今の問題は非常に重大な問題でありまして、自治庁のこれから先の審議に対する方針に、非常に大きな関係を持つておると思いますので、大臣からここで一つはつきり答弁をしていただきたいと思います。

○中井委員 同じような趣旨でありますが、私が聞きますに、行政水準の向上に向けてとか、あるいはそういうことをおっしゃるけれども、具体的に年度の途中で増収があつた分は、あなたの県はそれだけ増収があつたのだからといって、交付金の算定の基準を変えておるよう思う。そうすると、各県の府県、市町村については実質的に増収になっておらぬ、使ひようが何もありません、そのようなところをはつきり言つて下さい。三十二年度にもそういうことをやるのかどうか、途中で自然増収があつたら充てぱかりし交付金をやめて、他の貧弱団体にできるだけ持つていく、こういうことについて、私はいいとか悪いとか言つておるのではないのです。そういう事実があるのならあると、またことしもやるおつもりであるかどうか、その点を伺つておきたい。

○門司委員長 これは基本の方針です、自治庁は答弁される場合には、質問の内容をよくお聞きになつて答弁して下さい。きようは大臣も政府委員も参つておりますから、責任のある人から責任のある答弁をして下さい。事務的なことを聞いておるのではない。これは私からお願ひするのだが、大臣から一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○田中務大臣 まづ三十一年度の三百億と踏んでおります増収の使い道について、自治庁が地方自治体にどういふ指示を与えたかという具体的な問題でございまして。これは御承知の通り増収が増になるといふことになりまして、従つてたゞいまお説の出したように、交付税の計算が變つてくるというわけでございます。従ひまして交付税に影響をしてくるということ以外に、この増収分はこのような方面に使えということ具体的に指導し、指示をするということとは事実三十一年度においてははなと存じます。そこで三十二年度においてはどうかということをする考えかということになります。三十二年度におきましても、やはり交付税に影響をしてくる以外に道はなからう、こういうふうな考へるわけでございます。しかしながら普通交付税を計算いたしまして、確定をいたしました後における事情が、増減について明白になりましたような場合においては、これはやむを得ず特別交付税の計算において、やはりこれも算定に加えていく、こういう方針をとるよりいたし方がないと存じます。ただ私が先ほど行政水準の施策の方面にこれを使つたという抽象的なことを申し上げましたのは、そういう交付税及び特別交付税を通じて計算をいたしまして交付税をいたします。その結果として行政水準の維持に、その金が使われていくということになる。これをこの方面に金を使ふということの指示は、自治庁からは具体的にはいたさないわけでございます。従つて三十二年度においても、そういう指示はいたす決心はございません。

○北山委員 そういたしますと一般的には、その三十一年度の増収の使ひ方については方針を指示しない、そういう大臣の御答弁ですが、しかし実際問題として再建団体のについては、これは当然再建法の建前から個々の団体に指示が行くわけなんです。自然増収の結果、計画の変更をしなればならぬという場合に、實際上やつておるのです。ただ私、これは三十二年度にも関係をしていしますが、この前にお伺ひした通りで、相当自然増収は出ておる。また三十二年度においても出るといふんだが、再建計画上は家畜税であるとか住民税であるとか、何かほかの税を一割上げるとか、二割上げるとか、増収の計画をしておる。しかしもう状況が變つて、一般のその他の税でもって相当な自然増が出て、増収の必要がない。ないにもかかわらず既定方針というか、計画の中にあるんだから、その増収は増収でやるというふうな指導をされるに困る、こういうお話をこの前にしたのですが、その点もし自然増でもって増収の必要が實際にないというふうな場合について、再建計画にあるんだから増収をさせるというふうな指導はなされるかならないか、この点をお伺ひしたいと思います。

○田中務大臣 先ほどの私のお答えでは一般的なことを申し上げて、まことに恐縮に存じましたが、一つ漏れておりますことは、今御指摘をいただきましたように、再建団体の場合は越えがやや積極的に自治庁から意思表示が行くわけでございます。御承知の通りに再建団体は、大体的に見通しのもとに増収を考え、それを計画の中に収入として織り込み財政需要をまかなうよう

な内容となっております。それでかりに増収がある、自然増収があるという見通しが明白になりますと、その自然増収分はこれだけある、これを何に使ふという計画変更をいたしまして、その計画変更を持つてくるわけでございます。またたゞいまお言葉のように新たな増収の増収の形において取り立てましたり、あるいは税率の変更をしよ

うという予定が計画に組んであります場合に、自然増があるということが明白になりましたときは、これを自然増で補うことができるから、もうそういう方面の増収もしくは税率の変更ということはやらないという意味の計画変更が、自治庁の方に参るのでござい

ます。その場合におきましては自治庁の方針をいたしましては、今のあとの部分につきましては、これは自然増収をもつて補ひ得るものであるならば、新たな増収を取つたり、法定外の税を取つてみたり、あるいは税率を最高限度にまで変更をしてみたりするやうな事柄は許さない方針を取つていきたいと存じます。できるだけこれを極めていく考えでございます。それから増収のありました場合に、その増収分というものを、この方面に使つたことについて申請がありました場合には、今後において厳とした方針をとりたいと思つております。それは次の会計年度にまで影響するやうな膨張財政の方針はとらせない、こういう考え方で、この問題につきましては地方財政法の改正法案をいたしまして、実は本日閣議で可決したのでございます。近く地方財政法をこの意味において厳格に解釈を明らかにいたしまして、改正をする法律案をお願いいたします。一

両日のうちに国会に、お手元に提出する運びとなる見込みでございます。そういうこともございまして、増収の場合の変更は、次の年度に影響するやうな膨張主義の方針をとらせない、こういう考え方に参りまして、自然増収の使ひ方について変更を申請して参りました際には、これに対して承認を与える、こういう方針をやつて参りたいと存じます。

○北山委員 これは再建問題だけでなく、赤字再建団体になっておらぬやうな団体でも、県の方で指導してありますが、自然増収が出たからといって、赤字分を一本に償還をさせるというやうな指導を強くしておるんじゃないかと思ふのです。これは御承知の通りに再建法で赤字の全部を肩がわりしたわけじゃないのです。やはり二十九年度末の實質赤字のうちの一部は残つておるのです。それは自主的にその団体が年次の償還をしていくという建前だと思ふのです。またそれ以外の自主再建団体でも、やはり再建計画を立てて年次のこれを償還をしていくというやうに計画的にやつておるわけですか。それを自然増収が出たからといって、一ぺんでやれとか、非常に急激に赤字補てんだけをやらせる。ほかのことはさておいても、まづもつて赤字補てんだ、赤字をなくすることを優先的にやらなければならぬというやうな指導をなさらないというふうに了解してよろしうございませうか。

○田中務大臣 大事な点でありますから申し上げますが、自然増収があり

ました場合に、自然増収を赤字の方に償還をさすか、一般行政水準の維持確保の面に使わすかという問題でござい

ますが、それぞれの具体的な事柄が起りました場合の、それぞれの団体の財政事情によって、一がいには言えぬわけでございますが、大体の目安としてこれを申し上げますと、今お言葉のように自然増収分の全額を、赤字償還の方向に使わすようなことは断じてやらないと考えています。大体のことで、恐縮でございますが、大体三分の一程度は赤字の方にもお返しを願いたい。三分の二の方は橋をかけた道路を直したり道を広げたり、こういう意味における行政水準の維持の方面にお使いを願いたいというふうに、これも一方的には申しませんで、計画の文書が出ましたならば、係のもの直接に懇談を遂げまして、納得の上でこれだけを返していく、これだけは使っていくという方針をとって、現実をやっておるわけでございます。最近の最も著しい例は、佐賀県の例でございますが、有名な赤字の県でございます。三億円ばかり収入が増になるといふ具体的な見通しが明らかとなって参りました。そこで、一億二千万円については赤字の償還をしても、一億八千万円については行政水準の維持の方向に使つても、という方向に指示を与えたようなことが一つの例でございます。こういう方針で、無理のないようにやっていきたいと思ひます。

○渡邊(長)委員 関連して。たとえば自然増収の問題につきまして、私も各省を回りますと、たとえば建設省にいたしましては農林省にいたしまして、再建法の適用を受けているから、自然増収があったとしても、これはなかなか認めるわけにいかない、こういうことを言っておるわけです。再建法の法律の趣旨からいまして、大蔵省当局なんかもそれについてはかなり強い反対を持っておる、こういうことでありまして、この指導が徹底してないのじゃないか。私の新潟県なんかにおきまして、非常に赤字県で御厄介になっておるわけですが、新しく橋をかけた、土地改良をやりたい、ところが八年、九年、三十三年度の七五％で押えられておるところを、こしは八〇％くらいワタをはめられてきておる。再三県当局が、自然増があるからこれを公益事業の中に織り込んで使わせてくれというけれども、なかなか各省が徹底してない。要するに、財政計画変更を各府県から持ってきた場合に、自治庁だけがお認めになれば、それで直ちにこれはできるものかどうか、その点もう一度再確認して、大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○田中(国務)大臣 自然増収分を特に公共事業関係に使おうという場合に、なかなかこれを使わざぬ——大蔵省は本来の役所の性格として、増があれば早く返せというところをいう役所でございます。しかし、自治庁の立場といたしまして、これも抽象的になりますが、こういうことはかく守っておるわけで、再建の期間は、再建を許可いたしましたときから七、八年でございます。自然増収があるからといって、七、八年の再建期間を繰り上げてでも、赤字の解決を急ぐというふうな無理のあることはやらずすべきものではない。しかし再建団体でございますから、そこに自然増収があればどんな事業をやらせる、それがために七年ないし八年という再建期間が延伸せざるを得ないような、一口にいいますれば、せつ

かく再建法によって企てておりますその再建計画が破れるような方向に、この公共事業といえどもやらすべきものではない。そこでもの押え方といたしましては、再建期間を押えまして、その再建期間の範囲内において計画しておりますその計画が、滞りなくたな上げ赤字解消のために必要である、その程度なら無理なく行ける、こういうことをまず目安に置きまして、その再建計画に差し支わりのない限りは、公共事業も大いにやっていたら、ことに自然増収の分はその方面に使っていただくことは、喜んで承認いたします。

最後に一つの問題は、自治庁の考え方はけつこうだが、かりに水道なら水道の起債の問題については厚生省関係があり、それが工業用の水道になれば通商産業省ではないか、下水処理の関係においてはまた厚生省ではないか、橋につきましても、河川につきましても、橋梁につきましても、そういうことを自治庁だけで許して、それができるものかどうかという問題でございますが、自治庁の行います起債の措置計画変更というものについて、これが他の省庁と関係をはたさず場合には、現在も他の省庁と極力内面において連絡をとっております。しかし、今お言葉をお聞かせいただきましたことから反省をしてみますと、この連絡が十分なものでない、あるわけでございます。自治庁はよしと言ったが、建設省に行つてみたが、なかなか言わぬというふうなことが現実でございますので、今後はただいまお言葉をいただきましたことを反省の資料といたしまして、各省庁との間に十分入念な、慎重な個々の打ち合せをいたしました上で、御希望に沿いますように、無理のない方針をとりまして、再建団体といえども再建計画をこわさざる限度においては、明るい活気のある事業を大に行なつていただくようにしたい。話は別になります。これに対する起債の許可、こういう方法につきましても、自然増収で足らざるところは起債の許可となりますが、そういう面につきましても、その考え方で起債の許可について方針をとっていきたく考えております。

○北山委員 今財政再建団体になっておるのは五百五十ばかりあると思ひます。自治庁長官は非常に理解のある答弁をされておるわけでありまして、やはり實際問題として財政再建団体になったものは、予算を組むのにあらかじめ一々自治庁長官の承認を受けなければならぬ、そういう計画に基いてしか予算が組めない。これは一昨年再建促進法の審議の際に、私もその点を非常に心配して、過度の内政干渉をするのではないかとその点を非常に追及したわけです。ところが、当時の自治庁の意見は、再建計画なるものは非常に大ざっぱなものであって、給与費は幾らとか、公共事業費は幾らというように、大ざっぱな計画であつて、そのような個々の事業や、こまかい点にまで立ち入りはしないのだ、こういう御説明であつた。ところが、実際やってみると、そうではない。給与を一号上げるとか、あるいはどこに道路事業をやるとか、個々の事業にまで一々干渉を受けておる。そうでないと、心配でやっつけないだらうと思ふのでありますが、事實はそうなんです。従つて

五百数十の再建団体は、やはり一日も早く解放してやるべきではないか。幸いにして、いろいろな周囲の条件がよくなったものだから、このごろでは赤字の少ない団体ではそろそろ自前でもやっつけけるものがあるようであります。この前の大臣のお言葉ではないけれども、やはり我々もフリー・ランサーにして個別にしていこう、専業ではないかぬというふうなお話がありました。これはやはり地方団体も同じで、現在の五百数十の再建団体は、もうまるがかえで自由を奪われたかこの鳥みたいなものであります。これを一日も早く解放して、かごから出してやる、これは大臣も当然同じお気持ちだと思ふのですが、そういうふうなお考えはございませんか。再建法というものはある程度効果を現わした、ですから、自立できるものはどんどん再建団体からやめてもいいという道を開いてやる。いつまでも世話してめんどうを見てやらなければならぬというふうな考えでなくして、独立させてやる、こういうふうなお考えはありますか。

○田中(国務)大臣 なかなかむずかしい問題でございますが、現行の再建法の趣旨から申しますと、この再建期間の間において、無理のないように再建をやらすということ以外に、早くこの再建関係を切り上げて、自由なからだで本来の自治の本旨に従つた運営をやつてもらいたいというのには理想でございますが、なかなかこれが現行法の建前から困難ではなからうかと思ひます。しかしながら、先ほどかやっつけないだらうと思ふのでありますが、来年は自然増収がほんとうにほんとうにという話はおかしいのです

が、ほんとうに七百億円内外ある。再来年はさらに自然増収を多く、過去三十一一年三百億であったものが、三十二年は七百億、三十三年は確かに千億を越えるような自然増収になる見込みでございまして、そういう見通しになつてくるものといひますと、これは私の考え方でございますが、その見通しがはば将来において続くものであるということを見通し得る状況が来ましたときは、この再建法自体に対して思い切った法の改正をしていただくような事態が来るのではないかと。しかし今日からそういうふうにはいたしませんというふうな無責任なことは言えないわけでございまして、自然増収のあり方いかんによつては、赤字再建計画に適用される再建法の改正も思い切つてやらなければ、こんな窮屈なままではやつていけぬのではないかと。そういうふうに考えるわけでございまして、そういう考え方の下地がありまして、ものを考へるときに、自然増収がかりに三億ありまして、一億は返すが二億は使つてもいいという言葉も、そこから出てくるわけでございまして、今の見通しとしましては困難なことではなからうかと思つてございまして、将来の場合は自然増収のあり方いかんによりましては、法改正をいたしまして早く自由に、本来の自治の姿で仕事をしたいと。これに持つていくことがよいのではないかと考えております。

それから非常に大事な点であると存じますので、一番最初にお述べになりました、大ワクをはめて、ワクの中で相談に行くと、大ワクを押えるということになつておるのに、こまかい内容に至るまで指示をしておるのではない

かという御指摘がありました。これは自治の本来の姿にとりましては非常に大事な点と存じますから、一言申し上げておくのでございまして、ワクを押えて、たとえばベース・アップをやらぬ予定であったが、こういう理由でこういう財源があるから、ベース・アップをやりたい、何号條をこれだけの限度において修正をしたいという申し入れがあります。ありますと、それに対して幾ら幾らの金が必要なのか、その必要財源というものを押えまして、そのベース・アップに使う財源は、これは一億でなしに七千五百万にしたまへというふうな意味の押え方をしてやつていきますことは理想でございまして。理想でございまして、実際の話し合いをだんだん団体との間にいたします場合においては、何号條はどれくらいにするかというふうな話は出るわけでございまして。しかしそれは、自治庁の役人によく私の方から指図をいたしておりますことは、決してそういう交渉の言葉のやり取りの間においても、自治の自由を侵害するような中央集権的な押え方をするような制限的な言葉を使わないように、交渉にはあくまでも心して当らなければならぬということ、いつも申し上げておるわけでございまして。あるいは時にはそういうことはないとはいえませんが、こういう点はさらに注意を与えまして、最善を尽して参りたいと思ひます。

●北山委員 私のお伺ひしたのは、実は現在の再建法でも、その団体が一人は再建団体になったが、しかしそろそろ自分でやつていけそうだというような状態になった場合には、議会で議決をして、もう再建団体ではなくなり

たい、こういう決定をすれば、自由の身になれるという道はあるのです。その道をふさいでおるわけじゃない。ただ問題は、そのときにどういう結果が出てくるかといへば、まず利子補給がストップになる。それくらいならばまだいいのですけれども、もう一つの問題がある。それは再建団体になったときに再建債を借りたわけです。それを一ぺんに返せ、こう言われはしないかと思つて、実はやれない。だから再建のために役に立つ再建債で借りた借金を、自由の身になったからといって一ぺんに返せというふうなことを言わなければ、現在現行法でもできるのであります。そうでしょう。再建債は一定の年度償還の計画によつて借りたわけですから、お前自由になるならば、それを一ぺんに返せというふうなむづかしいことを言わないで、自由の門出を祝福してやる、利子補給だけはストップする、借金は計画的に必ず返せよという程度で、それでやつていくようなお考えがあるかどうか、これが問題だと思ひます。

●田中閣僚 大事な御質疑でございまして、地方議会が議決をいたしまして、再建団体から抜けようという申請をしてきた場合、そういう場合にはその内容を十分に検討をしてみまして、現在再建団体の法によりまして、利息は三分以上は国家が補給をしておる事情でございまして、そういうことがなくとも果してやれるかどうかということが一点、もう一つは、指定事業等の関係がございまして、指定事業に対して国家の補助金を二割増という特別の恩典を与えておりますが、そういうものがなくなつてもなおかつこの団体

は独立してやれるのかどうかという点でございまして。さらに第三点は、そういうことができるといたしまして、再建計画期間の残部の期間に、安い利息で国家の恩典で借りておるそのたな上げの債務を、完全に返して得る見通しがあるかどうか、こういうことを考えまして、見通しがあります場合には、おいては、抜きたいというせつかつくの自主的な議決でございまして、これは尊重すべきでございまして、しかしそういう見通しがいかかかという場合におきましては、なかなかこれに対して承認を与えることは困難ではなからうかということもございまして。見通しがあります限りは、抜けて自由なからだにして自治的にやつていただくことが正しい、こういうふうな思ふわけでございまして。

●北山委員 いろいろあつたことを心配されることは当然だと思ひます。しかしともかくその団体が今度是一本立ちでやつていききたいと思ふときには、これは原則としては、政府の方で阻止して、その意思を尊重しないので、あまり先のことまで小じゅうとらしく心配するということもなく、これはやはり第一にその団体の意思を尊重すべきものではないか。その際に先ほど申し上げたように、繰り上げ償還を命ずるかどうかが問題である。先々返せるかどうかという問題とは別個に、繰り上げ償還をしなければいけない、繰り上げ償還するならば問題なしにこれはやれない、こういうことになるのですから、繰り上げ償還をそういう際に要求しないというお考えであるかどうか、これは大蔵省とも関係がありま

すから、長官だけではどうにもならぬかもしれない、自由になつていくその団体の意思を尊重して、そういうふうな制約という御意向で、大蔵省等の関係方面と折衝するかどうか、これを確かめたいと思ひます。

●田中閣僚 再建団体を指定をいたしました法律の精神並びにその立前から申しますと、議決によつて抜きたいという場合は、やはり残額については一時に償還を繰り上げていただくということが原則の建前であると存じます。が、法律の規定は、その場合には全額を償還せねば許さないという積極的規定も御承知の通りないわけでございまして。そこで今お説の通り、団体の意思を尊重して将来の見通しを親切に立ててみて、親切にものを考えてみて、行けそうだとした場合においては、団体の意思を尊重するという行き方に行くことが、自治の本旨に早く帰ることになるわけでございまして、お説の通り行きたいものだと思ひます。しかしこの点についてはまだ具体的にそういう例は一件もないわけでございまして。五百六十八、九の中で、まだ一つもそういう例もないわけでございまして、将来に属する問題として重要なことでございまして、大蔵省とも懇談協議を遂げまして、そうして御意向に沿うように努力をして参りたいと思ひます。

●北山委員 お話の通りで、これは法律でそういう際には繰り上げ償還をしなければならぬと書いてありません。問題は、再建債の借金の証文の文句におそらくそういうことがあるのじゃない

かと思ひます。ですからそれは方針として法律には制限していいのですから、方針としてこの際繰り上げ償還というふうな方針はとらないのだということ、一つ自由になれる道をそろそろ開いてもいいんじゃないか。これは早急にお願いをしたいと思ひます。それで税法のことで、いろいろありますが、一点だけ。今度は人格なき社団ということで、以後税金をかけることになったわけでありす。これは法人税の關係もあるのですが、これと関連して法人税をかけるということになれば、法人税制とか法人事業税とかいうものがかかってくる。そういう規定が今度入ったわけですから、ところが人格なき社団というのは、まことにばくとしておる。誰かけさの新聞にも出ておりましたが、政党なんか入るのですね。政党がレセプションなんかして法人税をかける、そういうことになると、人格なき社団として法人税をかける、そのいうことになるのか。あるいは婦人会などが継続して物品販売なんかをやれば、それも税金の対象になるというふうに新聞には書いてあるのです。これは、この前も笑ったのですが、白政会なんかでも、いわゆる人格なき社団で、もし収益事業をやれば税金の対象になる。いろいろ問題があるわけです。どういうふうな扱いかということ、ある程度具体的に明確にしておかなければ、そのときになってから、いやそういうことじゃ困る、そんなはずじゃなかったというふうなことが起りますから、人格なき社団の税金の対象になる範囲です。これをきつと明確にしておきたいと思ひます。この点についてはどういふふうな考えでありますか。

○田中事務大臣 収益事業の範囲でございすが、どういふものをもって収益事業としてこれに法人税を課するかという問題が、根本の問題と存じます。これは御承知の通り、政令によってその範囲を具体的にきめて列挙する考えでございす。そういうわけで、まだ具体的に詳細なことをここでお答え申し上げかねることは遺憾でございますが、大體政令で範囲を列挙いたしまして、列挙したものについて該当するようない収益事業があった場合に、大體の方針でございす。たゞ遺憾ながら、その詳細なことは私はまだ存じておりませんので、残るところは今部長から説明をさせます。

○奥野政府委員 お話のような点が、立案に当りまして、与党の政調会におきまして議論になった点でございす。もとと法人税法の改正から始まっておる問題でございまして、大體當局としては収益事業の範囲を政令で厳格に規定をしたい。また収益事業という以上は、その事柄が業として継続的に行われていなければならぬわけでございますので、お述べになりましたような点は、運営におきまして、あるいは制度の上におきまして、生じてこないように明らかにしておるわけでございます。われわれも同じように運営していかなければならぬというふうな存じております。

○北山委員 私も抽象的にはそれでいいと思ひますが、ただ人格なき社団は、大體はつきりとした営利事業をやる団体でもなし、またはつきりした公益事業でもなしという中間的な団体だと思ひます。ですから非常に事に當つてあまい場合が出てくるので、この法案を通す場合には、やはり審議の期間中に政令の内容といふものをお示し願ひたい。たとえば先ほど申し上げたように、婦人会が物品を販売する、よく石けんを売ったり、日用品なんかを取り扱つておるものが相当ある。これが税金がかかるのかからないのか、こういう点なんかも迷つておると思ひます。

もう一つ伺ひたいんですが、國民健康保険税ですね。國民健康保険税というやつは目的税なんです。都市計画税みたいなものですが、これが財政計画になつてはワケ外になつて特別扱いになつておるわけですから、特別会計になつておるんですが、従つて本国会でも保険税の内容については、從來十分検討されておらぬ。いろいろ不合理があるわけだ。住民税と國民健康保険税と、両方納めるということになれば、納税者の非常な負担です。まず最初に一体住民税というものは、一世帯平均年額どのくらいになるか。國民健康保険税の方はどのくらいになるか。一世帯平均の平均負担といふものがわかつておりましたら、お話し願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 今計算しましてお答えいたします。

○北山委員 保険税を一体財政計画の中からのけておるというの、どういふわけでございますか。これは一緒にした方が、特別会計でも保険税は非常に一般会計に近いものなんです。水道とかあつたものとちよつと違ふ。だから財政計画の中に入れてみた方が、また税法を考へる場合において

も、その中へ入れて考へていかないと、税負担についても間違つたことが起る。これは一緒に処理するようないとはできないのですか。

○奥野政府委員 先ほど御指摘ございましたように、独立採算でやつていきます特別会計などは地方財政計画からはずしてありますので、それと同じ意味合いにおいて國民健康保険税の關係の分もはずしてあるわけでありす。それとも一つは、現在なお保険料の形で徴収していか、あるいは保険料の形で徴収していか、これもその市町村の選択にゆだねられておるという關係もあるであります。しかしその結果、多少國民健康保険税の運営がなおざりにされやすいという点は、私たちが考へていかなければならぬと思つております。また厚生省にもそういう考へ方がございすので、積極的になお一そうの合理化をはかりたいという話もしてあるわけでありす。

○中井委員 今の健康保険のことで私はちよつと意見やなんか言いたんだが、政府は五十年計画で國民健康保険をやるといふのは、この國民健康保険なんです。これについての今の御答弁なんかを伺つと、まことにあまいなもので、資料も整つておらぬ。これは實際大都市などはほとんどやつておるにせぬ。あれだけ社会保障だ、社会保障だといふながら、やつておるにせぬ。熱心なやつておる中小都市やあるいは町村におきましては、國民健康保険の赤字で大いに弱つておる。五十年計画を推進するといふのに、過去の非常に弱つておるものについて、今のうちにこれは口頭禪で、實際はなかなかやり

にくいのではないか。自治庁が中心になつて大いにこれをやつてもらわなければならぬ。今のような答弁では満足しません。ぜひとも詳細な資料を出して、来年からはつきりとした対策を講じられるように。これは今までのままで行きましたら、一般会計からの繰り入れは相当な額であると思ひますが、そういうものもさつそく御調査をいただかぬことには、私は対策を講ぜられないと思ひますが、どうですか。

○田中事務大臣 國民健康保険の地方自治体の財政に及ぼす影響というものが、赤字がだんだんと出るに伴つてその重圧が加つておることはお説の通りでございす。そこでこれに対する地方財政の確立という立場から申しまして、健康保険の制度を拡充して、本年は五百万という大きな拡充をしていくにつきます。現状のままにおいてはさらに加速度的にその赤字からくる一般会計への重圧が加わるわけでありす。そういう問題につきましては、自治庁の立場におきましても相当強力なる発言をしなければならぬと考へて、内部においてはこれをやっておる事情でございすが、この詳細な、どの程度の赤字が今日まで過去において出ておるか、将来の見通しは、これを五百万の拡張を行うということになります。新たな加入の結果、さらにどれだけの重圧が加わるかというふうな問題は、詳細な文書にいたしまして、資料として次の機会までに御参考にするにいたします。

○龜山委員 ただいま同僚中井委員から非常に適切な御注意がありました。國民健康保険の整備、いわゆる國民皆保険の問題が、地方財政に及ぼす

影響というものは、私は非常に重大であると思います。今大臣の御答弁にもありましたが、これに対しては特に自治庁におかれまして、詳細な、しかも慎重な調査とこれの御計画を一つお示し願いたいのです。特に今中井委員も言われましたが、私の方としても、これをぜひ拝見したいと思っておりますので、その点格別なお取り計らいをお願いしたい。

○北山委員 これで終わりますが、今のは文書にして資料をいただいて、なお検討したいと思いますが、さしむき自治庁としてやっていただかなければならぬのは、再建団体の場合です。再建団体の場合に、自治庁は国民健康保険の特別会計と一般会計とを区分しようとしている。一般会計から特別会計の繰入金というものをなくしようとしている。そういう指導を現実に行っている。赤字団体でありまして、これは自治庁は特別会計に繰り入れたくないんです。しかし国保という事業の特殊な性格からして、一般会計からある程度の繰り入れをしなければやっけない。ある意味では一般会計と一体なんです。そういうふうなやむを得ざる事情で繰り入れておけるのを、一般会計の方の支給をやめてしまえば、当然国保の保険税というものは、どんと二割なり三割なり上るので、だから自治庁がそういう指導をする。だから、一般会計の普通の税金じゃないけれども、保険税の方が上っちゃう。すると、ますますやりにくくなる。ですから、さしむきやっていたかなければならぬのは、一般会計から国保会計に繰り入れをストップするような方針をやめてもらいたい。これは再建団体にとっては非常な問題で

す。この点はどうでしょう。

○田中事務大臣 実情は各地方の一般会計から国保の特別会計に赤字分を繰り入れなければやっけないという現状にございまして、理想といたしましては、地方財政の立場を考えますと、特別会計は独立採算でやっていくべきもの、一般会計に迷惑をかけるというようなことは誤まり、こういう純理に立つて考えますというところ、ただいまお話しも出ましたように、繰り入れは許さぬという方針で、これを指導したいような心持になるわけでありまして、そこで一つの便法でございまして、ただいま自治庁から公式に各地方に申しております点は、本来は繰り入れを許すべきではないのだ、しかし事情やむを得ざる現状にあるものと考えから、こしはしばらくはこれをやることは、勧めではおりませんが、しばらくはやることはやむを得ない、一般会計からの繰り入れはやむを得ない、こういう通達を確かに出してあるものと考えおります。それはしかし、いつのときにか、ここ一兩年には、原則に返ってこれを禁ずるような指導方針になるわけでございますが、まだ繰り入れをストップをいたしますと、まだ繰り入れをストップをいたしますと、多少の期間があることでございまして、根本的な制度上の対策もよく勘案をいたしまして、御意向に沿いますような方向に指導をしていく考えでございまして。

○門司委員長 それでは今日は、まだ大臣に対します質問者が残っておりますが、時間の関係もございまして、これは後日に譲っていただくことといたしまして、午後一時から税法の小委員会を開くことになっておりますが、これも非常に時間的におくれれております。

すので、小委員長の御意向もございまして、午後二時から小委員会を開いていただくことにいたします。

今日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和三十三年三月十六日印刷

昭和三十三年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局